

2011年9月15日 全14頁

法律・制度 Monthly Review 2011.8

資本市場調査部
鳥毛 拓馬

法律・制度の新しい動き

[要約]

- 2011年8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月中に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 8月は、民主党、自民党、公明党の3党が、「子どもに対する手当の制度のあり方について」を発表し、10月以降の子ども手当（児童手当）の枠組みについて合意したこと、及び政府税制調査会の総会が開催され復興財源（およびB型肝炎補償のための財源）の税目・税率の議論がスタートしたこと（ともに4日）などが話題となった。
- 資本市場調査部制度調査課では、こうした法律、制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○8月のLegal and Tax Report 一覧	2
○8月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
新旧児童手当と子ども手当の比較分析	4
○レポート要約集	6
○8月に掲載された雑誌・新聞記事等	11

◇ 8月の Legal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
2日	EU、バーゼルⅢ導入の法案公表 (CRDIV) ～資本バッファの弾力的な運用により EU加盟国の裁量を確保～	鈴木 利光	金融制度	P. 11
5日	取引先持株会に関する府令改正	横山 淳	金融商品 取引法	P. 5
	株式保有状況開示の現況(2011年版)	横山 淳	金融商品 取引法	P. 28
11日	法律・制度 Monthly Review 2011.7 ～法律・制度の新しい動き～	鳥毛 拓馬	その他法律	P. 12
16日	米国国債格付とバーゼル規制 ～リスク・ウエイト上げまでは、まだ余裕あり～	吉井 一洋	金融制度	P. 8
	日本国債格付とバーゼル規制(改訂版) ～海外金融機関が保有する日本国債や わが国銀行等向け債権に影響～	吉井 一洋	金融制度	P. 11
22日	株式対価TOBIに関する開示府令等の改正	横山 淳	金融商品 取引法	P. 6
	新旧児童手当と子ども手当の比較分析 ～高所得世帯を除いて、新児童手当は旧児童手当と ほぼ同水準～	是枝 俊悟	税制	P. 7
24日	確定拠出年金マッチング拠出 2012年1月から可能に ～年金確保支援法成立、従業員の掛金は 所得税・住民税で全額所得控除～	是枝 俊悟	税制	P. 2
25日	外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)とは ～米国内国歳入庁、FATCAに係る各種手続、 源泉徴収義務の段階的導入を提示～	鳥毛 拓馬	税制	P. 5
30日	募集等公表後の空売りに関する新規制	横山 淳	金融商品 取引法	P. 10

◇ 8月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2(火)	◇日本公認会計士協会、租税調査会研究報告第 23 号「事業体に対する課税形態と実務上の問題点について」を公表。
3(水)	◇東京証券取引所、「平成 23 年3月期決算短信の開示状況」調査結果を公表。
4(木)	◇民主党、自民党、公明党の3党、「子どもに対する手当の制度のあり方について」を発表。10月以降の子ども手当(児童手当)の枠組みについて合意。 ◇年金確保支援法(国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金等の一部を改正する法律)が成立。確定拠出年金のマッチング拠出が 2012 年 1 月から可能に。 ◇政府税制調査会の総会が開催。復興財源(および B 型肝炎補償のための財源)の税目・税率の議論がスタート。
5(金)	◇原発避難者に対する税制減免措置を定めた震災特例法第 2 弾が可決・成立。8 月 12 日に公布・施行。 ◇企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令が公布。株式等を対価とした公開買付け(いわゆる株式対価 TOB)などに伴い有価証券の募集等が行われる場合の有価証券届出書や臨時報告書などの開示事項の見直しを行うもの。
16(火)	◇東京商工リサーチ、「IFRS(国際会計報告基準)適用アンケート」を公表。
22(月)	◇「消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会」、「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」を公表。消費者被害の救済のための新たな訴訟制度である、消費者集合訴訟(集団訴訟)の手続モデル案などを提言するもの。
25(木)	◇国際会計基準審議会(IASB)、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の会計処理の要求事項が免除される別個の種類企業としての、投資会社を定義する提案を公表。 ◇金融庁、企業会計審議会総会と企画調整部会の合同会議を開催。
30(火)	◇「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」及び「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布。 ◇国会、野田佳彦民主党代表が第 95 代内閣総理大臣に指名される。
31(水)	◇金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」を公布、施行。これにより、米国基準の利用企業は引き続き、米国基準の適用が認められる。

◇今月のトピック 新旧児童手当と子ども手当の比較分析 (2011年8月22日 是枝 俊悟)

図表1 児童手当・子ども手当の枠組みの違い

	旧児童手当	子ども手当	特別措置の子ども手当(案)	新児童手当(案)
時期	～2010年3月分まで	2010年4月分～ 2011年9月分	2011年10月分～ 2012年5月分?	2012年6月分?～
実際の支給時期	毎年2・6・10月に前月分までの4か月分を支給			
支給対象の児童(子ども)	小学校卒業まで	中学校卒業まで		
所得制限	所得制限あり (制限世帯には一切支給なし) 所得制限の目安: 年収860万円 (世帯構成により所得制限ラインは異なる)	所得制限なし		所得制限あり (制限世帯には何らかの措置?) 所得制限の目安: 年収960万円 (世帯構成により所得制限ラインは異なる?)
1人あたりの支給額	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月0.5万円 (第3子以降は月1万円) 【所得制限になる世帯】 支給なし	一律月1.3万円	3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月1万円 (第3子以降は月1.5万円) 中学生→月1万円	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月1万円 (第3子以降は月1.5万円) 中学生→月1万円 【所得制限になる世帯】 今後検討
総支給額(年間換算)	約1兆円	約2.7兆円(注)	約2.5兆円(注)	約2.2～約2.3兆円

(注) 手当の支給を同じ金額で1年間行ったと仮定した場合(平年度)の総支給額である。

(出所) 法令、3党合意等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表2 所得制限の基準年収(新児童手当の基準は、旧児童手当+100万円とした場合)

子どもの人数	配偶者が配偶者控除の対象か	旧児童手当の所得制限基準	新児童手当の所得制限基準
1人	対象でない	775万円	875万円程度?
	対象である	817万円	917万円程度?
2人	対象でない	817万円	917万円程度?
	対象である	860万円	960万円程度?
3人	対象でない	860万円	960万円程度?
	対象である	902万円	1,002万円程度?

(注) この表の旧児童手当の所得制限基準は、夫婦のうち年収の多い者が厚生年金または共済年金の被保険者である場合の基準である(国民年金第1号被保険者の場合は、所得制限の基準金額がこれより低くなる)。

旧児童手当の所得制限の判断基準は、夫婦のうち年収の多い者に対して適用されている所得税の扶養親族の人数と配偶者控除の人数を足した人数で判定される。このため、ここでいう「子どもの人数」には旧児童手当の支給対象とならない中学生以上の子どもの人数も含まれ、親を扶養している場合などもその人数に含まれた。

(出所) 法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表3 児童手当・子ども手当・年少扶養控除の変遷

年月	2009年			2010年			2011年				2012年			2013年		
	1	5 6	12	1	3 4 5 6	12	1	5 6	9 10 12	1	5 6	12	1	5 6	12	
児童手当・子ども手当	旧児童手当			子ども手当			特別措置の子ども手当				新児童手当					
所得税の年少扶養控除	控除あり			控除あり			控除なし				控除なし(注)			控除なし(注)		
住民税の年少扶養控除	控除あり	控除あり		控除あり		控除あり		控除あり		控除なし(注)			控除なし(注)			

(注)3党合意では、「所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する」とある。

この表では、所得税・住民税の年少扶養控除の有無については現行法における予定を記載している。

(出所)法令、3党合意などをもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表4 手当・税制上の控除を合わせた実質的な子育て支援の額の推移(年収500万円・3人世帯)

年額、単位:円		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
手当	旧児童手当支給	60,000	15,000			
	子ども手当支給		117,000	117,000		
	特別措置の子ども手当支給			30,000	50,000	
	新児童手当支給				70,000	120,000
税制	所得税の年少扶養控除による実質的な税負担軽減額	19,000	19,000			
	住民税の年少扶養控除による実質的な税負担軽減額	33,000	33,000	33,000	13,750	
実質的な子育て支援の合計金額		112,000	184,000	180,000	133,750	120,000
2009年比の金額		0	72,000	68,000	21,750	8,000

世帯条件:夫婦のうちいずれかが働き、3歳以上小学生以下の子どもが1人いる年収500万円の世帯。標準的な社会保険に加入(社会保険料は2010年度の水準で固定して考えた)、生命保険料控除5万円を適用しているものとした。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表5 新児童手当(完全移行後)の旧児童手当と比べた手取り収入の変化

年額、単位:円		世帯年収				
		300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,500万円
①	3歳未満	8,000	8,000	-11,700	-109,000	-158,400
②	3歳以上小学生以下	8,000	8,000	-11,700	-109,000	-158,400
③	中学生	68,000	68,000	48,300	-109,000	-158,400

(注)夫婦のうちいずれかが働き、子どもが1人いる世帯。標準的な社会保険に加入。

社会保険料率は2010年度の水準で固定して分析した。生命保険料控除は5万円を適用した。

所得制限世帯(年収1,000万円・年収1,500万円の世帯)は、税制上・財政上の措置は採られないものとした。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

◇レポート要約集

【2日】

EU、バーゼルⅢ導入の法案公表（CRDIV）

～資本バッファの弾力的な運用により EU 加盟国の裁量を確保～

- ①欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会は、2011年7月20日、EU自己資本規制（CRD）の第4弾（CRDIV）の法案（CRDIVドラフト）を公表している。適用対象は、EUに拠点を置く銀行及び投資業者（investment firm）である。
- ②CRDIVドラフトのメインテーマは、バーゼルⅢのEUルールへの「落とし込み」である。CRDIVドラフトの公表により、EUは、世界で最初にバーゼルⅢのルール化手続きに着手した管轄となっている。キーワードは、“Single Rule Book”である。
- ③CRDIVドラフトの公表に前後して、その“Single Rule Book”というキーワードが独り歩きしたせいか、EU加盟国の裁量が制限されるという懸念が相次いだ。これはカウンターシクリカルな資本バッファの弾力的な運用により解消されることが明らかになっている。
- ④CRDIVドラフトは、バーゼルⅢの内容を基本的に尊重しつつ、細部ではバーゼルⅢと異なる（バーゼルⅢを緩和した）提案をしている。例えば、バーゼルⅢでは、ダブル・ギアリングを防止すべく、連結対象外の金融機関（保険会社等）への重要な出資の普通株等 Tier1 からの限度額控除が提案されているが、CRDIVドラフトにはこのような提案は含まれていない。また、CRDドラフトでは、バーゼルⅢと異なり、銀行の完全連結子会社による普通株式の発行に伴って生じる少数株主持分を、最低所要水準及び資本保全バッファのみならず、カウンターシクリカルな資本保全バッファにも充当することを認める提案をしている。
- ⑤もっとも、CRDIVドラフトは、バーゼルⅢには含まれていない提案もしている。その一つが、罰則規定であり、「年間売上高（前年度）の10%」という罰金を提案している。
- ⑥CRDIVドラフトは、2013年1月から適用が開始されるバーゼルⅢに合わせて、2012年末までに正式ルールとされることが想定されている。

【5日】

取引先持株会に関する府令改正

- ①2011年7月29日、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布、施行された。この中に、いわゆる取引先持株会に関する金融商品取引法の適用関係を明確化する改正が盛り込まれている。
- ②いわゆる取引先持株会は、一定の要件を満たせば、集団投資スキーム持分としての金融商品取引法の適用が免除されている。今回の改正では、この適用免除を受けるためには、取引先持株会の出資対象者の中に（その会社を取引先とする）事業者以外の者が含まれていないことが要求されることを明確化している。
- ③インサイダー取引規制の適用除外などについても、同様の改正がなされている。

株式保有状況開示の現況（2011年版）

- ①2010年3月の開示府令改正を受けて、上場会社は有価証券報告書において「株式の保有状況」の開示を行うことが義務付けられた。本稿では、東証1部上場の時価総額1,000億円以上の株式会社（3月決算）375社について、適用2年目の「株式の保有状況」の開示状況を調べた。
- ②純投資目的以外の目的（いわゆる政策保有目的など）での株式保有を行っている会社は全体の約98%に達した。
- ③個別開示すべき上場株式の銘柄数について、適用2年目は、原則、「資本金の1%超又は上位30銘柄」とされているが、実際に30銘柄を個別開示している会社が多数を占めた。
- ④保有目的については「取引関係」を掲げる会社が多かった。記載方法としては保有する上場株式をグループ分けして保有目的を書き分けているケースが約6割を占めた。なお、みなし保有株式（議決権留保型株式信託スキームや一定の退職給付信託など）については、議決権行使権限を有する旨のみを記載している事例が多かった。

【11日】

法律・制度 Monthly Review 2011.7

～法律・制度の新しい動き～

- ①2011年7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月中に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- ②7月は、米国内国歳入庁（IRS）が、従前の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の導入スケジュールを見直し、FATCAに係る各種手続きおよび源泉徴収義務を段階的に導入することを提示した通知（Notice 2011-53）を公表した（6日）こと、金融安定理事会・バーゼル銀行監督委員会が、「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」、「システム上重要な金融機関の実効的な破綻処理」と題する市中協議文書を公表した（19日）こと、いわゆる取引先持株会に関する金融商品取引法の適用関係を明確化する改正を盛り込んだ「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布、施行された（29日）ことなどが話題になった。
- ③資本市場調査部制度調査課では、こうした法律、制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

【15日】

米国情債格付とバーゼル規制

～リスク・ウエイト引上げまでは、まだ余裕あり～

- ①2011年8月5日、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という）※は、米国の長期国債の格付を、「AAA」から「AA+ ネガティブ」に変更した。
 ※S&Pは金融商品取引法上の無登録格付機関
- ②バーゼル規制の標準的手法では、米国情債の「AA+」の格付は、リスク・ウエイト0%の水準である。米国情債の格付が「A+」となった場合は、リスク・ウエイトは20%となる。その際には、銀行等向け債権も、ソブリンに連動させる方法を採用している国・地域（わが国も含む）の場合は、リスク・ウエイトは50%に引き上げられる。しかし、「A+」に至るまでには、「AA」、「AA-」といった格付があり、まだ余裕がある。米国情債について複数の適格格付機関の格付がある場合は、2番目に低いリスク・ウエイトが適用されるし、カンントリー・リスク・スコアを利用できる場合もある。
- ③なお、米国の銀行等においては、バーゼル規制（いわゆるバーゼルⅡ）の標準的手法は導入されておらず、内部格付手法採用行以外は、米国情債には0%、米国の銀行等向け債権には20%のリスク・ウエイトが適用されている。

【16日】

日本国債格付とバーゼル規制（改訂版）

～海外金融機関が保有する日本国債やわが国銀行等向け債権に影響～

①2011年8月5日のスタンダード&プアーズ・レーティング・サービス（以下、「S&P」）※1による米国の長期国債格下げは、マーケットに大きなショックを与えた。

※1 S&Pは金融商品取引法上の無登録格付機関

②S&Pは、日本の長期国債の格付も、既に4月に「AA-安定的」から「AA-ネガティブ」に変更している。同5月には、フィッチ・レーティングス※2が、日本の長期国債の格付のアウトルックを「安定的」から「弱含み」に変更した他、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク※2が、現在の「A a 2」の格付について「引下げの方向で見直し」の対象とした。

※2 フィッチ・レーティングスとムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクは金融商品取引法上の無登録格付機関

③バーゼル規制の標準的手法では国債について「AA-」「A a 3」は、まだリスク・ウェイト0%の水準だが、すぐ下の「A+」「A 1」では20%となる。銀行等向け債権も、ソブリンに連動させる方法を採用している国・地域（わが国も含む）の場合は、リスク・ウェイトは50%となる。

④ただし、わが国の銀行等が保有する場合、円建て国債のリスク・ウェイトは格付に関係なく0%、円建ての銀行等向けの債権のうち短期（当初の満期が3ヶ月以内）の債権の場合は、格付に関係なく20%のリスク・ウェイトが適用される。長期債権はソブリン向け債権の格付に連動するが、株式会社格付投資情報センターや株式会社日本格付研究所を適合格付機関と指定している場合や、経済協力開発機構や輸出信用機関によるカントリー・リスク・スコアを用いている場合は、リスク・ウェイトが50%に簡単に引き上げられる可能性は低いと思われる。

⑤これに対して、海外の標準的手法を採用している銀行等が保有する円建て国債やわが国の銀行等向け債権については、国・地域や指定している適合格付機関によって違いはあるものの、今後、日本の長期国債の格下げがあった場合、リスク・ウェイトが引き上げられる可能性がある。

⑥政府が、復興財源の税源確保や社会保障・税の一体改革のための消費税率引き上げなどを十分に行えなかった場合、国債の格下げを通じて、わが国やわが国の銀行等の資金調達や取引に大きな影響を与える可能性がある。

【22日】

株式対価TOBに関する開示府令等の改正

①2011年8月5日、『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令』が公布、施行された。

②この中で、いわゆる株式対価TOBなどに伴って有価証券の募集等が行われる場合、有価証券届出書などにおいて、①発行条件（交換比率）の合理性に関する考え方、②その発行条件（交換比率）により募集等を行う理由・判断の過程の開示が求められることとなった。

③併せて、企業内容等開示ガイドラインの改正も行われ、発行条件（交換比率）の合理性に関する提出者の考え方が具体的に記載されているかなどを審査することとされた。

新旧児童手当と子ども手当の比較分析

～高所得世帯を除いて、新児童手当は旧児童手当とほぼ同水準～

- ① 現行の子ども手当については、2011年9月分（実際の支給は10月）までしか法律に裏付けられていなかった。2011年8月5日に、民主党・自民党・公明党の3党は、10月以降分の手当の枠組みについて合意し、「子どもに対する手当の制度のあり方について」（以下、「3党合意」）を発表した。これで、10月以降の手当の枠組みがほぼ決まったものといえる。
- ② 3党合意では、2011年10月分から2012年5月分は「特別措置の子ども手当」とし、支給額は原則月1万円（3歳未満または「第3子以降の小学生以下」は月1万5,000円）で、所得制限なしとした。2012年6月分以降は、「新児童手当」とし、支給額は「特別措置による子ども手当」と同じだが所得制限（年収960万円程度）が設けられる。所得制限世帯に対する税制・財政上の措置は2012年度税制改正に向けた検討課題となる。
- ③ 旧児童手当と新児童手当の下での（税制を含めた）世帯手取り収入を比較してみると、旧児童手当が支給されていた世帯については、ほぼ変わらない（子ども1人につき年収±1万円程度）ケースが多い。旧児童手当の所得制限を少し超える程度の年収（年収900万円前後）の世帯は年収が増え、新児童手当が支給されない年収の世帯（年収1,000万円以上）は、何らかの税制・財政上の措置が採られないとすると、大幅な収入減となる。

【24日】

確定拠出年金マッチング拠出 2012年1月から可能に

～年金確保支援法成立、従業員の掛金は所得税・住民税で全額所得控除～

- ① 2011年8月4日に、年金確保支援法が国会にて可決・成立し、8月10日に公布された。
- ② これにより、企業型の確定拠出年金について、①従業員も掛金を拠出する「マッチング拠出」が可能となる、②加入可能年齢について現行の「60歳未満」から企業ごとに最大で「65歳未満」まで延長することが可能となる、の2点の改正が行われる。
- ③ 従業員が拠出した掛金については、所得税・住民税の計算上、「小規模企業共済等掛金控除」として、全額、所得控除される。
- ④ 施行時期については、マッチング拠出は2012年1月1日であり、加入可能年齢の引上げは「公布の日から2年6月以内で政令で定める日」とされている。

【25日】

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)とは

～米国内国歳入庁、FATCAに係る各種手続、源泉徴収義務の段階的導入を提示～

- ① 銀行や証券会社などの金融機関は、米国政府が2013年以降に施行することになっている「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、通称FATCA＝ファトカ）」への対応に迫られている。
- ② FATCAとは、わが国の金融機関を含む米国外の金融機関（Foreign Financial Institutions、以下FFI）に対して、米国内国歳入庁（以下、IRS、わが国の国税庁に相当）と米国人・米国人法人（以下米国人等）が保有する口座情報の報告等に関する契約を締結することを求めるものである。
- ③ 2011年7月14日にIRSから公表された通知（Notice 2011-53）によると、FATCAに係る各種手続および源泉徴収義務を段階的に導入することを提示している。

【30日】**募集等公表後の空売りに関する新規制**

- ①2011年8月30日、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」及び「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布された。これは、2010年12月に公表された「アクションプラン」に盛り込まれた「公募増資に関連した不公正な取引への対応」を踏まえ、所要の政令・内閣府令の改正を行うものである。
- ②具体的な内容は、「株式等」の募集・売出しの公表後、価格決定までの間に「取引所金融商品市場」において空売りを行った場合には、原則、その募集等に応じて取得した株式等によって空売りの決済を行ってはならないというものである。
- ③募集等の取扱いを行う証券会社に対しても、上記の規制の内容等を周知するための書面を、顧客に交付することを義務付けることとされている。
- ④施行は、2011年12月1日とされている。

◇ 8 月中の新聞・雑誌記事等

掲載誌名	タイトル等	出演・執筆者
日経ヴェリタス 第 180 号 (2011 年 8 月 21 日～27 日)13 面	「株式保有状況開示の現況」	横山 淳
Financial Adviser (2011 年 9 月号)	FP のための会計・税務 ZOOM UP! Vol.6 外国口座税務コンプライアンス法	鳥毛 拓馬
日本経済新聞 8 月 5 日付朝刊 5 面	「子ども手当見直し案」について日本経済新聞に試算掲載	是枝 俊悟
中日新聞 8 月 5 日付朝刊 34 面	「子ども手当廃止」についてコメント掲載	是枝 俊悟
福島民報 8 月 6 日付朝刊 6 面	「子ども手当見直し案」について福島民報等に試算掲載	是枝 俊悟
「日経マネー」 2011 年 10 月号	「社会保障と税の一体改革」についてコメント、図表が掲載	是枝 俊悟
時事通信社 401kweb (8/23 付配信記事)	「子ども手当見直し案の財政・家計への影響」	是枝 俊悟

◇ 8 月中の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
8 月 11 日	IFRS 導入先送り - 投資家軽視、韓国に立ち遅れつつある日本? -	吉井 一洋

お客様各位

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

以 上

この情報は、平成 23 年 8 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

お客様各位

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

以 上

この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

お客様各位

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

以 上

この情報は、平成22年12月17日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。